証券コード：6513

株式会社 オリジン

第120期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時

開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ4階
ＴＯＩＲＯ（トイロ）

議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時

目 次

招集ご通知
第120期定時株主総会招集ご通知 ………… 2

株主総会参考書類 ………………………… 6
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

提供書面

事業報告
1. 当社グループの現況 ………………… 11
2. 会社の現況 ………………………… 19

連結計算書類 ……………………… 34

計算書類 ………………………… 37

監査報告 ………………………… 40

オリジンの経営理念

人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し

世界中から情報が集まり人が集まる
「開かれた企業」となろう

オンリーワン技術を磨く
「独自性ある企業」となろう

チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る
「自己実現の場である企業」となろう

新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう

証券コード：6513
2021年６月７日

株　主　各　位

埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目３番27号
株式会社オリジン
代表取締役社長　妹　尾　一　宏

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第120期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使を行っていただきますようお願いいたします。本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれも無理をなさいませぬようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年６月24日（木曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　　2021年６月25日（金曜日）午前10時

2．場　　所　　埼玉県さいたま市中央区新都心８番地
さいたまスーパーアリーナ４階　ＴＯＩＲＯ（トイロ）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項

1．第120期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第120期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.origin.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.origin.co.jp/）に掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉
○株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.origin.co.jp/）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。
○議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。
○会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。）
○会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
○株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
○本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は簡略にさせていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（６頁～10頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申しあげます。
議決権のご行使には以下の３つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時
2021年6月25日（金曜日）午前10時

書面による議決権行使

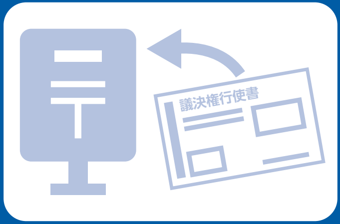

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限
2021年6月24日（木曜日）午後5時 到着分まで

インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。
〔https://soukai.mizuho-tb.co.jp/〕

行使期限
2021年6月24日（木曜日）午後5時 受付分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

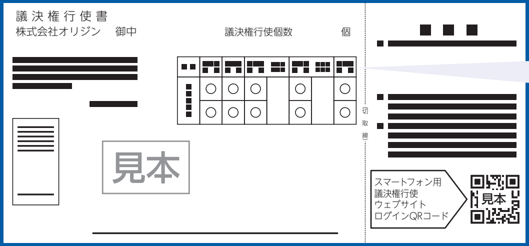

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
※ 書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

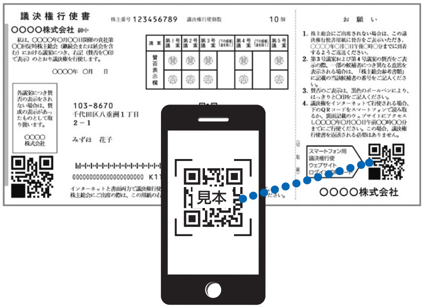

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

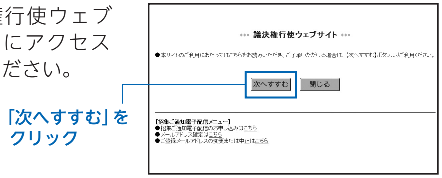

2 「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。

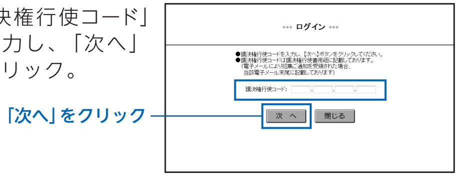

3 パスワード変更画面が表示されますので、「パスワード」を入力し、株主さまが以後ご使用になるパスワードを登録してください。２回目以降のログインにはご自身で設定したパスワードをご使用ください。

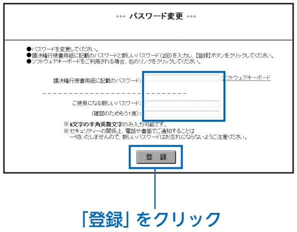

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先	フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00～21:00）
(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先	フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9:00～17:00）

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに１株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

上記の配当方針および当社の業績等を総合的に勘案し、期末配当については１株につき普通配当14円とさせていただきたいと存じます。

（1）配当財産の種類	金銭
（2）配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式１株につき　金　14円 総額　87,644,382円
（3）剰余金の配当が効力を生じる日	2021年６月28日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

　取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。
　なお、取締役候補者については、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。また、監査等委員会から、各候補者の当事業年度における業務執行の状況および業績を踏まえ、各候補者は当社取締役として適任であるとの意見表明を受けております。
　取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位
1	妹尾（せお）　一宏（かずひろ）	再任	代表取締役社長
2	琴寄（ことより）　正彦（まさひこ）	再任	取締役執行役員
3	稲葉（いなば）　英樹（ひでき）	新任	執行役員
4	佐藤（さとう）　好生（よしお）	新任	執行役員
5	小池（こいけ）　達子（たつこ）	再任　社外取締役　独立役員	取締役（社外）

候補者番号
1 妹尾（せお） 一宏（かずひろ）

1955年３月28日生（満66歳）
所有する当社株式数 **21,000株**

再任

略歴、当社における地位、担当

1978年４月	当社入社
2002年５月	当社機器事業部技術部長
2003年６月	当社エレクトロニクス事業部部付（部長）
2006年４月	当社管理本部総務部長
2007年７月	当社管理本部副本部長、総務部長
2008年６月	当社取締役
2009年４月	当社エレクトロニクス事業部長
2010年５月	当社エレクトロニクス事業部長、エコエコ推進室長
2010年６月	当社執行役員エレクトロニクス事業部長、エコエコ推進室長
2012年６月	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

妹尾一宏氏は、当社電源機器の技術開発部門での業務経験を経て、埼玉オリジン株式会社代表取締役社長、当社管理本部総務部長を歴任しております。また経営的立場においても豊富な経験を有しており、2012年６月より当社の代表取締役社長を務めております。当社グループの発展のための牽引役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号
2 琴寄（ことより） 正彦（まさひこ）

1959年12月８日生（満61歳）
所有する当社株式数 **3,400株**

再任

略歴、当社における地位、担当

1982年４月	当社入社
2005年10月	当社メカトロニクス事業部システム技術部長
2010年４月	当社研究開発本部知的財産室長
2012年２月	当社管理本部総務部長
2014年８月	当社管理本部総務部長、法務・知的財産室長
2015年６月	当社執行役員管理本部総務部長、法務・知的財産室長
2015年10月	当社執行役員管理本部総務部長、本社事業所長
2017年４月	当社執行役員品質統括室長、本社事業所長（現任）
2018年６月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

琴寄正彦氏は、当社メカトロニクス事業部、研究開発本部、法務・知的財産室、総務部等多様な経験を重ね、あらゆる面から当社の発展を支える実績を積んでおります。今後も当社の品質統括の立場から企業経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3　稲葉（いなば）　英樹（ひでき）

1964年８月４日生（満56歳）
所有する当社株式数　500株

新任

略歴、当社における地位、担当

1987年４月	当社入社
2012年６月	当社エレクトロニクス事業部パワーデバイス部長
2016年４月	当社コンポーネント事業部管理部長
2019年４月	当社大阪支店長
2019年６月	当社執行役員大阪支店長
2021年４月	当社執行役員コンポーネント事業部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

稲葉英樹氏は、入社以来半導体部門を中心に経験を積み、豊富な経験と実績を有しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4　佐藤（さとう）　好生（よしお）

1966年２月19日生（満55歳）
所有する当社株式数　0株

新任

略歴、当社における地位、担当

1989年４月	株式会社富士銀行入行
2013年11月	株式会社みずほ銀行池袋西口支店長
2017年４月	株式会社みずほ銀行大阪支店長
2020年４月	株式会社みずほ銀行グローバル人事業務部付審議役
2020年６月	当社入社
2020年６月	当社執行役員経理担当
2021年４月	当社執行役員経営企画本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

佐藤好生氏は、当社入社後は金融機関での豊富な経験を活かして、経理部を担当し、現在は経営企画本部長として経営戦略を立案、推進しております。今後も当社の企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 **5** 小池（こいけ）　達子（たつこ）

1957年11月21日生（満63歳）
所有する当社株式数　400株

再任　社外取締役　独立役員

略歴、当社における地位、担当

1980年４月　愛媛放送株式会社（現　株式会社テレビ愛媛）入社
1981年10月　フリーアナウンサー
2011年１月　弁護士登録（第二東京弁護士会）
2011年１月　銀座総合法律事務所入所（現任）
2018年７月　アゼアス株式会社　補欠監査役(社外)（現任）
2019年６月　当社取締役（社外）（現任）

重要な兼職の状況

銀座総合法律事務所弁護士、東京地方裁判所民事調停員、駒澤大学評議員

監査等委員でない社外取締役候補者とする理由および期待される役割

小池達子氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。またアナウンサーとして培われた経験や幅広い見識等を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．小池達子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．小池達子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。
４．小池達子氏は、非常勤の取締役候補者であります。
５．当社と小池達子氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は小池達子氏との間で会社法第423条第１項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を継続する予定であります。
６．社外取締役小池達子氏は、当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
７．役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年11月に更新をする予定です。
本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
①補填の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。
②保険料
保険料は全額会社負担としております。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．当社グループの現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しい状況となりました。年度後半には一部に需要回復の兆しが見られたものの、新型コロナウイルスの変異株による感染症再拡大のおそれもあり、加えて、世界的な半導体不足が自動車業界のみならず様々な業界へ影響が波及するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当連結会計年度の売上高は、259億2千6百万円（前期比20.2％減）となりました。

利益面におきましては、営業損失9億4百万円（前期は営業利益9億4百万円）、経常損失5億1千8百万円（前期は経常利益11億円）となりました。投資有価証券売却益2億5千9百万円を特別利益に計上しましたが、本社さいたま新都心オフィスの本社事業所への統合に伴う移転損失引当金繰入額6千7百万円、希望退職者募集の実施による特別退職金2億5百万円、コンポーネント事業のパワーデバイスの子会社も含めた生産設備等の減損損失1億2千2百万円を特別損失に計上し、税金費用や非支配株主に帰属する当期純利益を控除した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は11億5千6百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益2億2千4百万円）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申しあげます。

〔エレクトロニクス事業〕

エレクトロニクス事業の売上高は前期比23.7％減の69億3千4百万円（総売上高の26.7％）となりました。

注力製品である医療用や半導体製造装置用などの高圧電源が堅調に推移しましたが、携帯端末向け無線基地局用電源が大幅に減少し全体として売上減となりました。

〔メカトロニクス事業〕

メカトロニクス事業の売上高は前期比37.3％減の21億7千8百万円（総売上高の8.4％）となりました。

光半導体用溶接機(CSW)と車載・産業用ディスプレイ貼合装置(DB:Display Bonder)は売上に寄与し、OLB(Optical Lens Bonder)はウエアラブル市場へ参入し成果をあげるも、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外で設備投資の抑制が続き、大幅な売上減となりました。

〔ケミトロニクス事業〕
ケミトロニクス事業の売上高は前期比17.1％減の87億5千1百万円（総売上高の33.8％）となりました。
新型コロナウイルス感染症の影響や半導体調達難に伴う各自動車メーカーの減産、化粧品分野のインバウンド需要の低迷等により、大幅な売上減となりました。

〔コンポーネント事業〕
コンポーネント事業の売上高は前期比14.1％減の80億6千2百万円（総売上高の31.1％）となりました。
新型コロナウイルス感染症の影響もあり医療機器向け半導体製品が堅調に推移、また、第４四半期より装置産業向けや事務機器関係向けで復調気配があったものの、通期では大幅な売上減となりました。

事業の種類別売上高の推移

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比増減率
エレクトロニクス事業（百万円）	6,934	9,084	△23.7%
メカトロニクス事業（百万円）	2,178	3,472	△37.3%
ケミトロニクス事業（百万円）	8,751	10,554	△17.1%
コンポーネント事業（百万円）	8,062	9,391	△14.1%
合計（百万円）	25,926	32,502	△20.2%

② 設備投資の状況
当連結会計年度の設備投資は、メカトロニクス事業の実験機およびケミトロニクス事業の製造設備の更新を中心に総額4億2千3百万円を投資しております。

③ 資金調達の状況
当社は、機動的な財務戦略をとり、資金の効率的な調達を行うため、2019年９月13日に取引銀行７行と総額50億円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。
当連結会計年度末における特定融資枠契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

特定融資枠契約の総額	5,000百万円
当連結会計年度末借入実行残高	- 百万円
差引残高	5,000百万円

（2）財産および損益の状況

項　目 ＼ 期　別	第117期 (2018年３月期)	第118期 (2019年３月期)	第119期 (2020年３月期)	第120期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売　　上　　高（百万円）	33,154	37,884	32,502	25,926
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	1,908	2,810	1,100	△518
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	868	1,900	224	△1,156
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	130.62	287.52	35.09	△184.72
総　　資　　産（百万円）	45,374	45,512	44,400	40,893
純　　資　　産（百万円）	25,322	25,410	24,879	23,565

（注）１．当社は、2017年10月１日付で普通株式５株を１株に株式併合しております。第117期の期首に株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算出しております。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を第118期の期首から適用しており、第117期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

■ **売上高**（百万円）

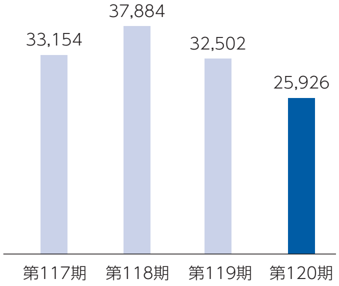

■ **経常利益又は経常損失（△）**（百万円）

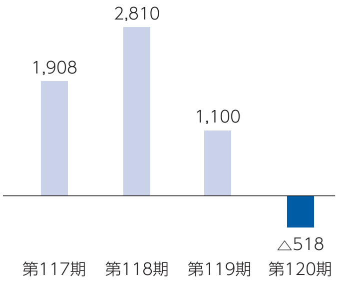

■ **親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）**（百万円）

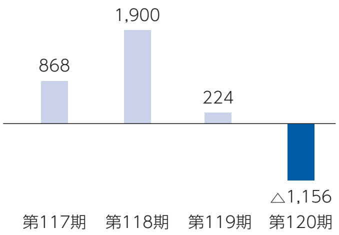

■ **１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）**（円）

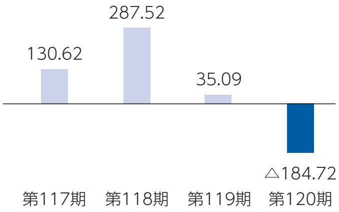

■ **総資産**（百万円）

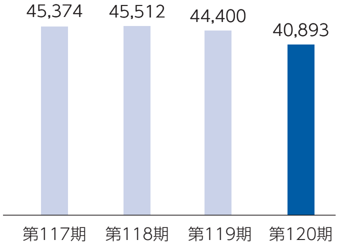

■ **純資産**（百万円）

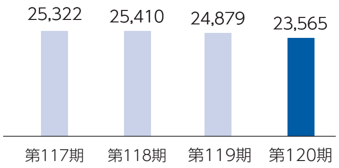

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北海道オリジン株式会社	300	100	半導体デバイスおよび精密機構部品の製造
埼玉オリジン株式会社	30	100	電源機器の製造
東邦化研工業株式会社	50	100	合成樹脂塗料の製造および販売
株式会社オリジン商事	45	70	各種製品の販売
	万米ドル		
上海欧利生東邦塗料有限公司	602	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生塗料（天津）有限公司	585	88 (29)	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司	300	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利晶精密机械（上海）有限公司	80	100	精密機構部品の製造および販売
	千タイバーツ		
オリジン・イーソン・ペイント株式会社	30,000	45	合成樹脂塗料の製造および販売

(注) 当社の出資比率の（ ）内は、間接出資比率であり、内数となっております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外の経済活動の抑制が続くと考えられ、また、世界的な半導体不足や樹脂材料等の不足・値上がりなどによる景気への影響も懸念されており先行き厳しい状態が続くものと思われます。

新型コロナウイルス感染症の影響として、部品調達の遅れ、顧客の製造拠点の稼働低下に伴う受注減少及び納入地の渡航禁止等による立会作業の遅延による売上減少等が引き続き想定されます。

このような状況の中で新規市場の開拓・構築を進めることで安定した売上確保を図ると共にグループ全体で更なる成長に努めてまいります。

事業セグメント毎の具体的な施策は以下のとおりです。

[エレクトロニクス事業]

半導体の需要拡大が期待されるなか、半導体製造装置用電源を軸とした製品の開発を強化致します。

顧客ニーズ、市場動向を踏まえ、効率的な開発を推進するとともに業務効率化を図り、収益力の強化を図ります。

[メカトロニクス事業]

車載・産業用DB(Display Bonder)は多様化するディスプレイパネル需要に応じた製品対応に努め、ディスプレイ市場への販売を推し進めてまいります。

OLB(Optical Lens Bonder)はAR(Augmented Reality:拡張現実)／VR(Virtual Reality:仮想現実)関連市場と動向の把握に努め、顧客の製品化要求にいち早く応えてまいります。

光半導体用溶接機(CSW)、真空ソルダリングシステム(VSM)は海外生産推進による価格競争力向上を図り、関連市場での拡販を進めてまいります。

これら製品の更なるグローバル化を進め、各分野の売上拡大による収益の安定化を目指します。

[ケミトロニクス事業]

主力である自動車市場のシェア拡大と新規市場での柱の創出を目標とし、環境対応塗料の製品力向上、並びに機能性塗料の拡充・拡販に努めます。デジタル・トランスフォーメーション（DX）による製造・生産技術・品質管理の体制強化と利益向上を目指します。

[コンポーネント事業]

新型コロナウイルス感染症の影響により事務機器関係向けは大幅に減産となっていましたが、第4四半期より巣ごもり需要等により持ち直し、半導体市場向けも今下期から徐々に活況となり、受注増に対応すべく生産体制の強化を図ります。また今迄売上規模が小さかった自動車市場向けへも新規開拓を進め、積極的な参入に努めます。

(5) **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社17社および関連会社２社で構成されており、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業、ケミトロニクス事業、コンポーネント事業を展開しております。

主要製品の製造および販売は次のとおりであります。

部門		製品名
エレクトロニクス事業	電源機器	各種直流電源機器、液晶製造装置用高電圧電源機器、直流高電圧電源機器
メカトロニクス事業	システム機器	モバイルディスプレイ貼合せ装置（MDB）、車載・産業用ディスプレイ貼合せ装置（DB）、光学レンズ貼合装置(OLB)、大型溶接機（RMW）、光半導体用溶接機（CSW）、真空ソルダリングシステム（VSM）、および各種システム機器
ケミトロニクス事業	合成樹脂塗料	プラスチック用塗料、プラスチック用水系塗料、非鉄金属用塗料、UV硬化塗料、触感塗料、真空蒸着用塗料
コンポーネント事業	半導体デバイス/精密機構部品	高速ダイオード、整流ダイオード、ショットキーバリアダイオード、サージ吸収素子等の半導体およびその複合モジュール、ミニチュアベアリング、ワンウェイクラッチ、トルクリミッタ、小型メカニカル製品およびその複合品

(6) 主要な営業所および工場（2021年３月31日現在）

名称		所在地
株式会社オリジン	本社事業所	埼玉県さいたま市桜区
	間々田工場	栃木県小山市
	瑞穂工場	東京都西多摩郡瑞穂町
	吉見工場	埼玉県比企郡吉見町
	大阪支店	大阪府大阪市北区
	名古屋支店	愛知県名古屋市西区
	台湾支店	台湾桃園市桃園区
	米国支店	米国カリフォルニア州トーランス市
	香港支店	香港九龍
北海道オリジン株式会社（子会社）	本社および工場	北海道三笠市
埼玉オリジン株式会社（子会社）	本社および工場 第二工場	埼玉県比企郡吉見町 茨城県結城市
東邦化研工業株式会社（子会社）	本社および工場	埼玉県さいたま市岩槻区
株式会社オリジン商事（子会社）	本社	大阪府大阪市北区
上海欧利生東邦塗料有限公司（子会社）	本社および工場	中国上海市
欧利生塗料（天津）有限公司（子会社）	本社および工場	中国天津市
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司（子会社）	本社および工場	中国東莞市
欧利晶精密机械（上海）有限公司（子会社）	本社および工場	中国上海市
オリジン・イーソン・ペイント株式会社（子会社）	本社および工場	タイ国バンコク市

（注） 2021年３月１日付けで、本社さいたま新都心オフィスは本社事業所へ移転しました。

(7) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
1,131（143）名	△72（△25）名

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
667（24）名	△44（△4 ）名	43.9歳	17.2年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借　入　先	借　入　金　残　高
株式会社みずほ銀行	346百万円
明治安田生命保険相互会社	226百万円
株式会社埼玉りそな銀行	221百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	153百万円

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会 社 の 現 況

(1) 株　式　の　状　況（2021年３月31日現在）

①	発行可能株式総数	26,600,000株
②	発行済株式の総数	6,699,986株
③	株　主　数	4,337名
④	大　株　主	

株　主　名	当社への出資状況	
	持　株　数	持　株　比　率
オリジン取引先持株会	405千株	6.48%
損害保険ジャパン株式会社	376千株	6.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	345千株	5.52%
株式会社みずほ銀行	308千株	4.92%
明治安田生命保険相互会社	302千株	4.83%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	167千株	2.68%
株式会社りそな銀行	156千株	2.49%
トーア再保険株式会社	121千株	1.94%
みずほ信託銀行株式会社	104千株	1.67%
オリジン従業員持株会	98千株	1.58%

（注）１．持株数の千株未満は、切り捨てております。
２．持株比率は、自己株式（439,673株）を控除して計算しております。
３．持株比率は、小数点第３位以下を四捨五入しております。
４．自己株式には、株式給付信託（ＢＢＴ）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式24,100株は含んでおりません。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く。）	2,800株	２名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	妹尾一宏	
取締役常務執行役員	篠原信一	社長補佐
取締役常務執行役員	源島康広	社長補佐
取締役執行役員	石田武夫	コンポーネント事業部長
取締役執行役員	琴寄正彦	品質統括室長、本社事業所長
取締役	小池達子	銀座総合法律事務所弁護士、東京地方裁判所民事調停員、駒澤大学評議員
取締役（常勤監査等委員）	樋口淳一	
取締役（監査等委員）	大日方勝彦	
取締役（監査等委員）	塙昌樹	SOMPOアセットマネジメント株式会社非常勤監査役 SOMPOクレジット株式会社非常勤監査役
取締役（監査等委員）	入江護	

（注）1．2020年６月26日開催の第119期定時株主総会において、樋口淳一氏が取締役を退任して取締役（監査等委員）に就任いたしました。
2020年６月26日開催の第119期定時株主総会において、塙昌樹氏、入江護氏は取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
2．取締役小池達子氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．取締役小池達子氏、取締役（監査等委員）大日方勝彦氏、塙昌樹氏、入江護氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
4．当社は、取締役（監査等委員）の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、樋口淳一氏を常勤の取締役（監査等委員）に選定しております。
5．高木克征氏、東條宏史氏は、2020年６月26日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任いたしました。
戸塚晶一氏は2020年６月26日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。
髙田忠美氏は、2020年６月26日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって、社外取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。
6．社外取締役小池達子氏、社外取締役（監査等委員）大日方勝彦氏、塙昌樹氏、入江護氏は、当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7．2021年４月１日付で取締役の担当の状況において次のとおり異動がありました。

会社における地位	氏　　名	担当の状況
取締役執行役員	石田武夫	コンポーネント事業管掌

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役である小池達子氏、取締役（監査等委員）である樋口淳一氏、大日方勝彦氏、塙昌樹氏、入江護氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。

③ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

１）会社の経営理念である「開かれた企業」「独自性のある企業」「自己実現の場である企業」「新たな価値を創造し、社会に貢献する企業」の実現に資するものであること。
２）公正性・透明性・客観性の高い報酬制度とし、顧客、取引先、株主、従業員、地域社会など全てのステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること。
３）持続的な企業価値の向上と経営目標の実現を動機づけるとともに、これらの実現に向けた優秀な経営陣の確保に資するものであること。
４）会社の従業員が魅力的と感じられる役員報酬制度であること。

ロ．報酬構成

当社は短期・中長期の経営目標達成と、企業価値の持続的向上に対する動機づけを図るため、役位・職責に応じた「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「賞与」、業績および当社株価に連動する「業績連動型株式報酬」で構成しています。

ハ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役（社外取締役を含む。）	金銭報酬	年額230百万円以内（ただし、使用人給与は含みません）	2016年6月29日付の第115期定時株主総会	8名
取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）	株式報酬	３事業年度ごとに70百万円を上限とした金銭を信託に拠出	2017年6月29日付の第116期定時株主総会	9名
監査等委員	金銭報酬	年額80百万円以内	2018年6月28日付の第117期定時株主総会	4名

二．業績報酬等に関する事項

１）業績指標の内容およびその選定の理由

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益であり、当該業績指標を選定した理由は、中長期的な業績の向上と企業価値の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としているためです。

２）業績連動報酬等の額又は数の算定方法

当社は取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）を対象に業績連動報酬を金銭報酬および株式報酬をそれぞれに導入しています。

金銭報酬における業績連動報酬は、会社業績向上に対するインセンティブを目的として、連結経常利益に連動させます。さらに、役位・職責に応じて、売上高・営業利益等および長期的な戦略目標の達成度を評価基準とした個人別の評価結果に応じて支給額を決定します。

株式報酬である業績連動報酬につきましては、業績連動型株式報酬制度「BBT（＝Board Benefit Trust)」を導入しております。当該制度は、業績との連動性をより一層高めると同時に、株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。取締役には、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まった数のポイントが付与されます。具体的な支給にあたっては、累計ポイントの70%に

ついては、「1ポイント＝1株」として算出される数の当社株式を支給し、累計ポイント30%については、退任日時点の株式時価を乗じて算出された額を金銭で支給するものです。

なお、当事業年度を含む経常利益の推移は1.（2）財産および損益の状況に記載のとおりです。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容に決定に係る委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会から委任を受けた代表取締役妹尾一宏氏が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、業績への貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役および独立社外取締役3名から構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

代表取締役妹尾一宏氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に代表取締役が作成した原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を尊重し決定をしなければならないものとしています。

ヘ．取締役および監査等委員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	業績連動型株式報酬	
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	115	106	−	8	7
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	13	13	−	−	2
社外取締役（監査等委員を除く。）	10	10	−	−	2
社外取締役（監査等委員）	28	28	−	−	4

（注）1．支給額の百万円未満は、切り捨てております。
2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．上表には、2020年６月26日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名（うち社外取締役１名）および監査等委員２名を（うち社外取締役１名）を含んでおります。
4．業績連動型株式報酬は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式および当社株式を退任日時点の評価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

取締役塙昌樹氏はSOMPOアセットマネジメント株式会社およびSOMPOクレジット株式会社の非常勤監査役であります。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況

氏　　名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
社外取締役 小池　達子	当事業年度開催の取締役会には21回中21回全てに出席。	同氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。またアナウンサーとして培われた経験や幅広い見識等を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、2019年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。 取締役会では議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 大日方　勝彦	当事業年度開催の取締役会には21回中21回全てに出席、監査等委員会には12回中12回全てに出席。	同氏は、生命保険会社運用部での長年の経験における財務および会計に関する相当程度の知見と幅広い見識があり、今後も当社の監査に反映していただけると判断し、2016年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。 取締役会等では議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 塙　　昌樹	当事業年度開催の取締役会には14回中14回全てに出席、監査等委員会には4回中4回全てに出席。	同氏は、損害保険会社の財務部門での長年の経験ののち、経営企画・IR関連部門にて業務実績を残し、また取締役、監査役、監査委員を務めて企業経営およびガバナンス体制の構築に携わってこられました。その実力を当社の監査、監督に向けて発揮していただけるものと判断し、2020年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。 取締役会等では議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 入江　　護	当事業年度開催の取締役会には14回中14回全てに出席、監査等委員会には4回中4回全てに出席。	同氏は、生命保険会社において総務部、検査部、内部監査、人事部等の業務を歴任され、豊富な知識と確かな実力を有しております。これら当社の経営全般の監査、監督に役立てていただけるものと判断し、2020年6月の当社株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。 取締役会等では議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。

（注）　社外取締役（監査等委員）の塙昌樹氏、入江護氏は、2020年6月26日開催の第119期定時株主総会において新たに選出され就任しており、当該総会後に取締役会は14回、監査等委員会は4回開催されております。

（4）会計監査人の状況

① 名　　　　　　称　　　協立監査法人

② 報　酬　等　の　額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）1．会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手と報告の聴取等を通じ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

「監査等委員会規則第17条第１項第１号」並びに「監査等委員会監査等基準第37条第１項」に基づき、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を以下のとおり定める。

イ．解任

当社は、会計監査人が会社法第337条第３項第１号に定める会計監査人の欠格事項に該当することとなった場合の他、会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づいた監査等委員会の決定により解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

ロ．不再任

当社は、会計監査人が会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

（5）業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

①　当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、オリジングループ行動憲章を定め、当社グループ全体に周知徹底させる。

ロ．当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、担当役員または同執行役員を置き、「コンプライアンス基本規程」を定め、定期的にコンプライアンス方針・実行計画を策定し、それを実施する。
ハ．当社グループの取締役および使用人に対し、研修、マニュアル作成・配布を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
ニ．当社は、「公益通報規程」を定め、組織的または個人的な法令違反行為等の通報を広く受け付ける窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
　会社は、通報したことを理由として通報者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。
ホ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する。
ヘ．当社は、監査等委員会を設置し、取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保および内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など監査等委員会監査の実効性の確保に留意する。
ト．当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役・執行役員の選解任および取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員の報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．重要な意思決定および報告に関しては、議事録や稟議書等の文書の作成、保存および廃棄に関する基本的管理事項を「文書取扱規程」に定め、対応する。
ロ．情報管理については、「情報管理規程」の他、法令・社内規程に基づき、基本方針を定め、対応する。
ハ．取締役は、「文書取扱規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③　当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、リスク管理全体を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置し、担当役員または同執行役員を置き、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
ロ．各事業部門および子会社は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。また各事業部門長および子会社取締役は、定期的もしくは取締役会の要請に応じて、リスク管理の状況を当社取締役会に報告する。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、定例の取締役会を毎月２回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
　また、業務の運営については、３ヵ年事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。各事業部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
ロ．当社は、代表取締役社長・担当取締役および各事業部門長を中心とした経営会議を毎月２回開催し、各部門および子会社の業務執行に関し、報告、課題の提起、協議または調整を行う。

⑤　当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．オリジングループ行動憲章に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを統制・推進する体制をとる。また、当社に子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。
ロ．監査等委員会および内部監査室は、海外を含めた当社グループの定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会・担当部署に報告する。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保および内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、担当役員または同執行役員を置き、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、整備、運用、評価および継続的な見直しを行う。

⑦　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の配置の必要性が生じた場合、または監査等委員会からの求めがあるときは、速やかに監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くような体制を整備し、その業務内容については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が協議決定する。

ロ．人事等については、監査等委員会の事前同意を得るものとする。

⑧　取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社および当社グループの取締役、監査役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、直ちに監査等委員会に報告する。

ロ．前号に従い、監査等委員会への報告を行った当社および当社グループの取締役、監査役および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

⑨　監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員からその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い、または債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払う。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、役員会や経営会議、各委員会などの会議に出席するとともに、稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じてその説明を求めることとする。

ロ．監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見の交換、情報の聴取等を行うなど連携を図る。

ハ．代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効率的な監査の遂行を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制に係る組織は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

②　コンプライアンス

コンプライアンスに係る教育は定期的に実施しており、当社および子会社ならびにその全役職員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。

また、当社は公益通報の窓口を設置しており、社内のみならず、取引先などの外部からの通報も受付け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③　**リスク管理**

当社および子会社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、および万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、当社のリスクに関する組織としてリスクマネジメント委員会（当事業年度は７回開催）を設置し、危機管理に必要な体制を整備しております。

④　**当社グループにおける業務の適正の確保**

グループ各社への取締役の派遣・株主権の行使、内部監査室によるグループ各社への内部監査の実施、グループ各社管理部門の設置等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めています。

また、当社およびグループ各社における取締役会の十分な監視・監督機能の発揮のため、社外取締役を選任したことにより、当社およびグループ各社のガバナンス強化に努めております。

⑤　**監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等**

監査等委員会は、取締役会、経営会議およびその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。

また、会計監査人、内部監査室との内部統制に係る組織と必要に応じて双方的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(7)会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①　**会社の支配に関する基本方針**

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等が為された場合においても、一概に否定するものではなく、当該買付等に応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては不適切であると考えております。

②　**会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み**

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

イ．当社経営理念

当社は、創業以来、時代の求める技術を独自に開発し「カスタム製品の開発」と「製品の多様化」を事業指針として事業領域の拡大を図ってまいりました。当社は現在、経営理念として、人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し、

・世界中から情報が集まり人が集まる「開かれた企業」となろう
・オンリーワン技術を磨く「独自性ある企業」となろう
・チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る「自己実現の場である企業」となろう
新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう

を掲げ、コア技術の更なる強化、新技術、新市場へのチャレンジで価値創造・向上に努めております。

ロ．中期経営計画に基づく取組み

当社グループは2019年４月1日開始年度から３ヵ年中期経営計画を策定いたしました。その内容は次のとおりであります。

ビジョン『グループ全体による斬新なアイデアときらりと光る技術力で新たなソリューションを提供できる企業を目指します』、スローガン『NEWオリジン NEWステージ』を掲げ、事業の再編・再構築を加速させ、収益の安定化および発展に努めてまいります。

その基本戦略は以下のとおりであります。

① 機構改革
・部門間の横串連携を強化し、事業シナジーを創出します。
・収益改善部門における製品ポートフォリオの見直しを行い、安定した収益体制を確立します。
・生産ロケーションの再構築を行い、生産効率の向上を図ります。
・社員の意識、行動の変革を促し、新たなステージに挑戦できる人財を育成いたします。

② マーケティング＆開発体制の刷新
・４事業のマーケティング情報と技術を統合的に分析、合致させる体制を構築し推進します。
・材料や部品など川上製品の研究と全社的なターゲット市場に開発リソースを投入し、新たな事業基盤立ち上げに向けた技術の創出を行います。
・オープンイノベーションなど、既存技術領域に留まらない研究開発体制を構築します。

③ グループ内連携の強化
・新分野技術への応用展開に向けて、既存技術の課題抽出と対策により、各事業の技術力強化を図ります。
・事業間の連携による技術補完と融合および外部技術の導入などにより、高付加価値製品の創出を図ります。
・生産販売面における事業間の相互補完強化とステークホルダーとの協業により、生産販売の効率化を図ります。

④ 販売市場の拡大
・国内市場の深耕、海外市場の開拓を行い、販売エリアの拡大を推進します。
・事業のマーケティング強化のため、販売チャネルの連携を強化し売上の拡大を目指します。
・事業横断による製品の複合化を行い、収益向上を図ります。

また、経営理念の実現とすべてのステークホルダーの信頼と期待に応え、かつCSR（企業の社会的責任）を果たすため、オリジングループ行動憲章に則り、これらの活動を着実に実施してまいります。

ハ．コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化等による企業価値向上への取組み

当社は、「公正かつ健全で透明性の高い企業経営を目指す」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、変化の激しい市場において長期的に企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

当社は、これらの取組みとともに、コンプライアンスをはじめ内部統制の強化、地球環境への配慮を進める一方、事業におけるリスクの極小化や品質向上の徹底、海外市場の開拓や成長が見込まれる分野への経営資源の傾斜配分など、当社グループ全体の構造転換も一層進めることにより、さらに株主の皆様を始め顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期に亘る企業価値ひいては株主共同の利益の確保および安定的な向上に注力してまいります。

当社は、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とガバナンスの更なる充実を図り、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、2016年６月開催の第115期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社取締役会は、監査等委員でない取締役６名（うち社外取締役１名）と監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）の計10名で構成されております。なお、社外取締役4名は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

また、社内取締役1名と社外取締役3名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の透明性を確保しております。

その他、CSR委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

③　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、当初2008年６月27日開催の当社第107期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。当社では、その後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、かかる対応策につき、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりましたところ、直近では、2020年６月26日開催の当社第119期定時株主総会において、その継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）につきご承認いただいております。

イ．本プランの目的

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、2020年６月26日開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただき、対応策の内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

ロ．本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20％以上とする

ことを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

ハ．独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動（後記ホの株主意思確認総会を開催するか否かについての判断も含みます。）について決定することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

ニ．大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間及び後記ホにより株主総会を開催する場合には株主による検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

ホ．大規模買付行為が実施された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当社取締役会は、対応措置を講じることがあります。

大規模買付者が大規模買付けルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、いわゆる東京高裁四類型または強圧的二段階買収に該当し、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対応措置を発動することがあります。また、いわゆる東京高裁四類型または強圧的二段階買収には該当しないものの、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動の是非について、株主意思確認総会を招集し、株主意思確認総会の結果に従い、対抗措置の発動または不発動を決定します。

ヘ．本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、2020年６月26日の当社第119期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しており、その有効期限は2023年６月30日までに開催予定の当社第122期定時株主総会終結の時までとしております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

④　本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年６月１日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

ロ．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

ハ．株主意思を反映するものであること

本プランは、2020年６月26日開催の当社定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の皆様のご意思を確認させていただいており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

さらに、本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場合を、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および株主意思確認総会において発動の決議がされた場合に限り、例外的に取締役会の判断をもって発動できる場合をいわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しており、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が可及的に反映される設計としております。

二．独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ．デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を１年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では

取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに１株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、業績等を総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては、１株につき14円とさせていただきたいと存じます。なお、中間期において、中間配当金１株につき７円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、１株につき21円となります。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**23,943**
現金及び預金	7,287
受取手形及び売掛金	7,822
電子記録債権	1,827
商品及び製品	1,639
仕掛品	2,709
原材料及び貯蔵品	1,519
その他	1,169
貸倒引当金	△30
固定資産	**16,949**
有形固定資産	**10,382**
建物及び構築物	3,873
機械装置及び運搬具	1,128
土地	4,823
建設仮勘定	1
その他	555
無形固定資産	**510**
投資その他の資産	**6,056**
投資有価証券	4,986
長期貸付金	22
繰延税金資産	150
その他	1,109
貸倒引当金	△212
資産合計	**40,893**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**8,223**
支払手形及び買掛金	2,233
電子記録債務	3,265
１年内返済予定の長期借入金	575
未払法人税等	95
賞与引当金	409
役員賞与引当金	1
前受収益	81
移転損失引当金	37
製品補償引当金	133
その他	1,391
固定負債	**9,104**
長期借入金	897
役員株式給付引当金	21
退職給付に係る負債	2,493
資産除去債務	30
長期前受収益	5,502
繰延税金負債	53
その他	106
負債合計	**17,328**
（純資産の部）	
株主資本	**19,082**
資本金	**6,103**
資本剰余金	**3,454**
利益剰余金	**10,382**
自己株式	**△857**
その他の包括利益累計額	**2,097**
その他有価証券評価差額金	**1,805**
為替換算調整勘定	**292**
非支配株主持分	**2,384**
純資産合計	**23,565**
負債・純資産合計	**40,893**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**25,926**
売上原価		**20,189**
売上総利益		**5,737**
販売費及び一般管理費		**6,641**
営業損失		**904**
営業外収益		
受取利息及び配当金	209	
その他の営業外収益	333	542
営業外費用		
支払利息	14	
その他の営業外費用	141	156
経常損失		**518**
特別利益		
投資有価証券売却益	259	
固定資産売却益	38	
受取補償金	33	330
特別損失		
固定資産除却損	18	
固定資産売却損	0	
減損損失	122	
関係会社整理損	0	
移転損失引当金繰入額	67	
特別退職金	205	415
税金等調整前当期純損失		**602**
法人税、住民税及び事業税	333	
法人税等調整額	64	397
当期純損失		**999**
非支配株主に帰属する当期純利益		157
親会社株主に帰属する当期純損失		**1,156**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,103	3,454	11,711	△661	20,608
当期変動額					
剰余金の配当			△171		△171
従業員奨励福利基金			△1		△1
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,156		△1,156
自己株式の取得				△202	△202
自己株式の処分				6	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△1,329	△195	△1,525
当期末残高	6,103	3,454	10,382	△857	19,082

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,318	281	1,599	2,671	24,879
当期変動額					
剰余金の配当					△171
従業員奨励福利基金					△1
親会社株主に帰属する当期純損失					△1,156
自己株式の取得					△202
自己株式の処分					6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	486	11	497	△286	211
当期変動額合計	486	11	497	△286	△1,313
当期末残高	1,805	292	2,097	2,384	23,565

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**14,621**
現金及び預金	2,066
受取手形	330
電子記録債権	1,880
売掛金	5,746
商品及び製品	1,010
仕掛品	2,444
原材料及び貯蔵品	822
前払費用	13
短期貸付金	54
未収入金	179
その他	95
貸倒引当金	△23
固定資産	**16,626**
有形固定資産	**8,691**
建物	2,655
構築物	91
機械及び装置	936
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	384
土地	4,548
リース資産	67
建設仮勘定	1
無形固定資産	**268**
ソフトウェア	267
その他	0
投資その他の資産	**7,667**
投資有価証券	3,681
関係会社株式	1,562
関係会社出資金	1,460
長期貸付金	346
長期前払費用	11
破産更生債権等	159
繰延税金資産	402
差入保証金	47
その他	289
貸倒引当金	△291
資産合計	**31,247**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**6,774**
支払手形	331
電子記録債務	3,059
買掛金	1,230
１年内返済予定の長期借入金	480
リース債務	33
未払金	318
未払費用	239
未払法人税等	30
前受金	116
前受収益	81
預り金	32
預り保証金	199
賞与引当金	295
設備関係支払手形	144
移転損失引当金	37
製品補償引当金	133
その他	9
固定負債	**8,430**
長期借入金	700
リース債務	37
役員株式給付引当金	21
退職給付引当金	2,164
長期前受収益	5,502
その他	5
負債合計	**15,205**
(純資産の部)	
株主資本	**14,260**
資本金	**6,103**
資本剰余金	**3,454**
資本準備金	1,600
その他資本剰余金	1,854
利益剰余金	**5,491**
その他利益剰余金	5,491
繰越利益剰余金	5,491
自己株式	**△788**
評価・換算差額等	**1,781**
その他有価証券評価差額金	**1,781**
純資産合計	**16,042**
負債・純資産合計	**31,247**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から　2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**19,738**
売上原価		**16,330**
売上総利益		**3,408**
販売費及び一般管理費		**5,164**
営業損失		**1,756**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,081	
その他の営業外収益	533	1,615
営業外費用		
支払利息	13	
その他の営業外費用	268	281
経常損失		**422**
特別利益		
投資有価証券売却益	259	
固定資産売却益	35	
受取補償金	33	328
特別損失		
固定資産除却損	17	
固定資産売却損	0	
減損損失	66	
移転損失引当金繰入額	67	
特別退職金	187	339
税引前当期純損失		**433**
法人税、住民税及び事業税	161	
法人税等調整額	59	220
当期純損失		**654**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,103	1,600	1,854	3,454	6,318	6,318
当期変動額						
剰余金の配当					△172	△172
当期純損失					△654	△654
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	△826	△826
当期末残高	6,103	1,600	1,854	3,454	5,491	5,491

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△593	15,282	1,324	1,324	16,606
当期変動額					
剰余金の配当		△172			△172
当期純損失		△654			△654
自己株式の取得	△202	△202			△202
自己株式の処分	6	6			6
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）			457	457	457
当期変動額合計	△195	△1,021	457	457	△564
当期末残高	△788	14,260	1,781	1,781	16,042

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

株式会社オリジン
取締役会　御中

協立監査法人
東京事務所
代表社員 業務執行社員　公認会計士　朝　田　　潔　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　伴　一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オリジンの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリジン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

株式会社オリジン
取締役会　御中

協立監査法人
東京事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	朝　田　　　潔　㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	田　中　伴　一　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オリジンの2020年４月１日から2021年３月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

（1）監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議（業績会議、戦略会議、部店長会議、品質会議、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、事業計画説明会、原価会議、他）に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（社長決裁稟議書等）を閲覧し、本社及び主要な事業所（本社事業所、間々田工場、瑞穂工場、吉見工場他）において業務及び財産の状況を調査（本決算実地棚卸監査）しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（2）事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

（3）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月20日

株式会社オリジン　監査等委員会

常勤監査等委員　樋　口　淳　一　㊞

監査等委員　大日方　勝　彦　㊞

監査等委員　塙　　昌　樹　㊞

監査等委員　入　江　　護　㊞

(注) 監査等委員大日方勝彦、塙昌樹、及び入江護は会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第120期定時株主総会会場ご案内図

会　　場　埼玉県さいたま市中央区新都心８番地
さいたまスーパーアリーナ　4階　TOIRO（トイロ）
最寄り駅　ＪＲ京浜東北線・宇都宮線・高崎線
さいたま新都心駅　徒歩4分
ＪＲ埼京線　北与野駅　徒歩7分

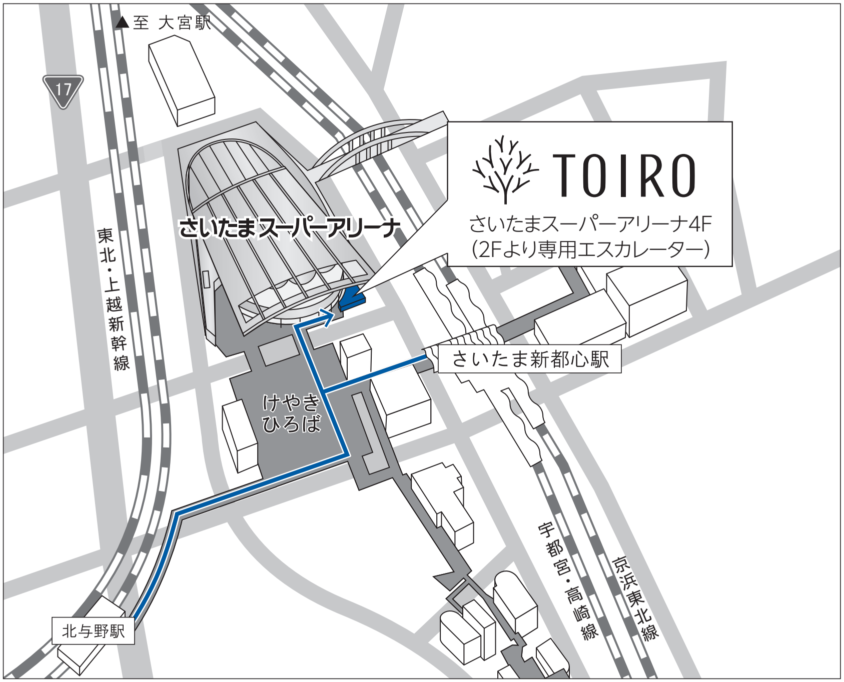

◎　株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
◎　当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

お土産の配布中止について
　株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、配布を取りやめさせていただきます。
　何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT

ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

株式会社 オリジン